

令和8年1月19日現在  
番号確認書類一覧

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」という)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」(以下「令」という)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「規則」という)に基づき、個人番号の提供を受ける際に提出を求める番号確認書類は下記のとおりとする。

なお、備考欄に特に記載のない場合は原本・コピーともに可とする(規則第11条第1項)。

・書類一覧(下記のいずれか)

| 書類名称   | 備考            | 根拠法令        |
|--|---------------|-------------|
| ● 個人番号カード裏面<br>● 通知カード表面<br>ただし、通知カードの発行は令和2年5月25日に廃止されたため、通知カードに記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合、番号確認書類として用いることはできない。 | 原本ではなくコピーを求める | 法第16条       |
| ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの   | 発行日から6ヶ月以内のもの | 令第12条第1項第1号 |

・上記にかかわらず、国外に転出し、個人番号カードが失効したことにより上記の提出が困難な場合は、下記の書類も認める。

| 書類名称                       | 備考            | 根拠法令        |
|----------------------------|---------------|-------------|
| ● 国外転出者に還付された失効した個人番号カード裏面 | 原本ではなくコピーを求める | 規則第2条第1項第6号 |

なお、令和2年5月25日以降に通知カードに変わって発行される個人番号通知書は、番号確認書類として用いることはできない。

以上